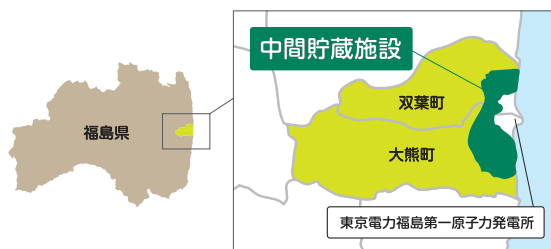


復興再生利用の推進

首都圏等に電力を供給してきた東京電力福島第一原子力発電所の事故から環境再生が進んでいる一方で、除染等に伴って生じた大量の土壌が福島県内の中間貯蔵施設に保管されています。政府ではこの土壌の利用の推進に向けた取組を行っています。

中間貯蔵施設の土壌は日本全体の課題

原発事故で深刻な被害を受けた福島の方を取り戻し、福島の復興を進めるため、この土壌の行き先は全国で考えなければならない課題となっています。



▲大熊町・双葉町にまたがって設置されている中間貯蔵施設

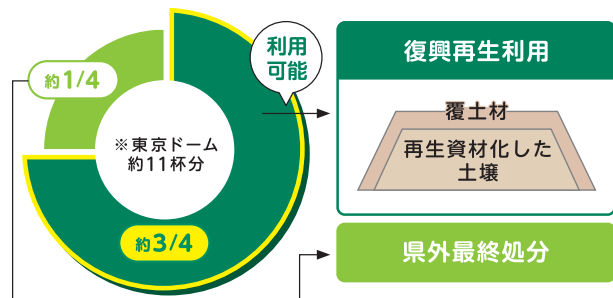


▲中間貯蔵施設には東京ドーム約11杯分の土壌が一時的に保管

4分の3が資材としての利用が可能

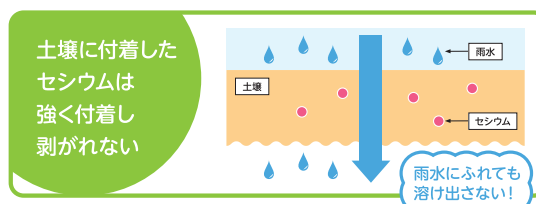
こうした土壌は東京ドーム11杯分にも及ぶますが、その約4分の3は、貴重な資源として公共工事などで利用（復興再生利用）が可能なものです。

中間貯蔵施設にある土壌の内訳



国際的な安全基準に合致

- 復興再生利用された土壌は別の土で覆われ、放射線による人体への影響は無視できるレベルです。また、雨水が浸透しても地下水等への問題は生じないという科学的知見が得られています。
- 復興再生利用は、国際的な機関（IAEA）の安全基準に合致した取扱いのもとで作業が行われ、作業員の安全が確保されます。



復興再生利用の作業員の方

